

施工体制確認型総合評価落札方式【森林土木1】技術提案書省略

1 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- (1) 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- (2) 下記 2 の (1) から (4) の評価項目について、下記 3 の (1) 及び (2) の表で定められたところにより最大 30 点の加算点を与える。
- (3) 下記 2 の (5) の評価項目について、下記 3 の (3) の表で定められたところにより最大 30 点の施工体制評価点を与える。
- (4) 得られた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

- (1) 企業の能力に関する事項
手持ち工事量、同種工事の施工実績、工事成績、優良工事により評価する。
- (2) 配置予定技術者の能力に関する事項
保有資格、継続教育により評価する。
- (3) 地域精通度に関する事項
地域内での拠点の有無、近隣での工事实績により評価する。
- (4) 企業の信頼性に関する事項
不誠実な行為などにより評価する。
- (5) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

3 評価に関する基準

- (1) 加算点の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	加算点 (下記に示す点数の範囲で付与)
企業の能力	手持ち工事量	30 点
	同種工事の施工実績	
	工事成績	
	優良工事表彰	
配置予定技術者の能力	資格	
	継続教育	
地域精通度	地域内での拠点の有無	
	近隣地域での施工実績	
企業の信頼性	下表 (2) 参照	
合計 (加算点の最大値)		30 点

注) 地域精通度における近隣地域の施工実績の対象は、入札公告による。

- (2) 企業の信頼性の評価内容は以下のとおりとする。

評価項目		評価の内容	期間	評価
1	防災自主活動	防災自主活動により、表彰等が与えられた法人は加算評価する。	公告日以前2年間	+1点
2	災害時緊急応急工事	災害時初動対応に係る緊急応急工事の実績がある法人は加算評価する。	公告日以前2年間	+1点
3	国土緑化活動等	植樹活動等により表彰等が与えられた法人又は分収育林等の契約者は加算評価する。	公告日以前2年間の表彰又は分収育林等の契約者	+1点
4	地域連携活動・社会貢献活動（防災自主活動、災害時緊急応急工事を除く。）	地域連携活動・社会貢献活動により、表彰等が与えられた法人は加算評価する。	公告日以前2年間	+1点
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかに該当する企業は加算評価する。 ・えるぼし、プラチナえるぼしの認定、一般事業主行動計画の届出 ・くるみん、プラチナくるみんの認定 ・ユースエール認定	認定等をもって評価	+2点
6	賃金引上げの実施	【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	表明書の提出をもって評価	+2点
		【中小企業等】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること		
7	安全対策	中部森林管理局の発注工事で施工中の労働災害により休業4日以上の方数は減算評価とする。	公告日以前2年間	死亡： -3点 休業： -1点
8	指名停止	中部森林管理局長から指名停止の処分を受けた法人は減算評価とする。	指名停止期間終了日が公告日以前2年間	-2点
9	低入札工事の工事実績	過去に調査基準価格を下回った価格で契約した中部森林管理局発注工事のうち、本工事の公告日から過去1年以内の期間で受けた工事成績評定通知ごとに、工事成績評定点に応じて減算評価とする。	公告日以前2年間	70点以上： -1点 70点未満： -2点
10	賃金引上げ計画未	提出した「従業員への賃金引上げの実績	減点措置開始日から1	-3点

達成	整理表」等により賃金引上げ実施の確認 ができない場合は減算評価とする。	年間	
----	--	----	--

(3) 施工体制（施工体制評価点）の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

4 施工体制の確認のための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、次の様式により追加資料の提出を求めるものとする。

V E 提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次に掲げる様式のうち、イ、ウ及びオの様式にコスト縮減に係る内容を記載の上、提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ア 当該価格で入札した理由（追加資料様式1）
- イ 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（追加資料様式2－1）
- ウ 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（追加資料様式2－2）
- エ 一般管理費等の内訳書（追加資料様式2－3）
- オ V E 提案等によるコスト縮減額調書（追加資料様式3）
- カ 下請予定業者等一覧表（追加資料様式4）
- キ 配置予定技術者名簿（追加資料様式5）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加資料様式6－1）
- ケ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加資料様式6－2）

- コ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（追加資料様式 7）
- サ 手持ち資材の状況（追加資料様式 8－1）
- シ 資材購入予定先一覧（追加資料様式 8－2）
- ス 手持ち機械の状況（追加資料様式 9－1）
- セ 機械リース元一覧（追加資料様式 9－2）
- ソ 労務者の確保計画（追加資料様式 10－1）
- タ 工種別労務者配置計画（追加資料様式 10－2）
- チ 建設副産物の搬出地（追加資料様式 11）
- ツ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（追加資料様式 12）
- テ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加資料様式 13－1）
- ト 品質確保体制（品質管理計画書）（追加資料様式 13－2）
- ナ 品質確保体制（出来形管理計画書）（追加資料様式 13－3）
- ニ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（追加資料様式 14－1）
- ヌ 安全衛生管理体制（点検計画）（追加資料様式 14－2）
- ネ 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（追加資料様式 14－3）
- ノ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（追加資料様式 14－4）
- ハ 信用状況の確認（過去 5 年間）（追加資料様式 15）
- ヒ 施工体制台帳（追加資料様式 16）
- フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（追加資料様式 17）

なお、追加資料の記載にあたっては、当森林管理局ホームページ掲載の「施工体制確認型総合評価落札方式における追加資料記載要領」及び「施工体制確認型総合評価落札方式における追加資料様式」による。

5 施工体制の審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された（施工計画等）、施工体制の審査・評価に関するヒアリング（入札説明書）、上記 4 の追加資料をもとに、次の各項目について行う。

（1）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、上記 3（3）の施工体制評価点は与えないものとする。

（2）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（追加資料様式 11、12）
 - イ 安全確保の体制が構築されると認められるか（追加資料様式 14－1、14－2、14－3、14－4）
 - ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（追加資料様式 13－1、13－2、13－3）
- （3）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（追加資料様式 4 及び 16）
- イ 施工計画を実施するために資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（追加資料様式 8－2、9－2、10－1、10－2）
- ウ 配置予定技術者が必要な資格を保有しており、その配置が確実と認められるか（追加資料様式 5）